近江八幡市

住居確保給付金のご案内

令和２年４月２０日から対象者が拡がります

住居確保給付金は、原則３ケ月、最大９ケ月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者　離職・廃業から2年以内の方

令和２年4月20日以降
離職・廃業から2年以内または休業等により
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

主な給付要件チェックリスト

項　　目	チェック欄
離職・廃業をした日から２年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。	はい□
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていない。 ※近江八幡市の収入基準額　（単位：万円） 単身世帯：収入基準額（月額）11.3万円／支給家賃額（上限額）3.5万円 ２人世帯：収入基準額（月額）15.7万円／支給家賃額（上限額）4.2万円 ３人世帯：収入基準額（月額）18.6万円／支給家賃額（上限額）4.6万円	はい□
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	はい□

※4月30日から、ハローワークへの求職申込みは不要になりました。

○すべての項目にチェック✔が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、近江八幡市役所福祉暮らし仕事相談室（電話番号0748-36-5583）に相談してください。